

肱川流域 清流保全推進協議会 開催経緯

2002(h14)	年	7月	2日	(火)	設立総会
2002(h14)	年	1月	18~19日		先進地(菊池川)視察研修
2002(h14)	年	12月	20日	(金)	環境検討部会
2003(h15)	年	4月	23日	(水)	事務打ち合わせ会
2003(h15)	年	6月	10日	(火)	事業推進部会・環境検討部会
2003(h15)	年	7月	15日	(火)	総会
2003(h15)	年	10月	9日	(木)	事業推進部会
2003(h15)	年	11月	16日	(日)	肱川流域水質浄化施設見学会
2004(h16)	年	3月	18日	(木)	事業推進部会・環境検討部会
2004(h16)	年	3月			協議会HP立上げ
2004(h16)	年	7月	12日	(月)	事業推進部会・環境検討部会
2004(h16)	年	7月	20日	(火)	総会
2004(h16)	年	8月	29日	(日)	肱川流域一斉清掃
2004(h16)	年	11月	27日	(土)	肱川流域水質浄化施設見学会
2005(h17)	年	6月	27日	(月)	事業推進部会・環境検討部会
2005(h17)	年	7月	8日	(金)	総会
2005(h17)	年	8月	7日	(日)	肱川流域一斉水質調査
2005(h17)	年	8月	27日	(土)	肱川流域一斉清掃
2005(h17)	年	11月	26日	(土)	肱川流域水質浄化施設見学会
2007(h19)	年	7月	6日	(金)	事業推進部会・環境検討部会
2007(h19)	年	8月	26日	(日)	肱川流域一斉水質調査
2007(h19)	年	8月	25日	(土)	肱川流域一斉清掃(一部21,23,24日実施)
2008(h20)	年	7月	21日	(月)	肱川流域一斉水質調査
2008(h20)	年	8月	23日	(土)	肱川流域一斉清掃
2009(h21)	年	6月	30日	(火)	事業推進部会
2009(h21)	年	7月	20日	(月)	肱川流域一斉水質調査
2009(h21)	年	8月	22日	(土)	肱川流域一斉清掃
2010(h22)	年	6月	30日	(水)	事業推進部会
2010(h22)	年	7月	19日	(月)	肱川流域一斉水質調査
2010(h22)	年	8月	21日	(土)	肱川流域一斉清掃
2011(h23)	年	6月	30日	(木)	事業推進部会
2011(h23)	年	7月	18日	(月)	肱川流域一斉水質調査
2011(h23)	年	8月	20日	(土)	肱川流域一斉清掃
2012(h24)	年	6月	29日	(金)	事業推進部会
2012(h24)	年	7月	16日	(月)	肱川流域一斉水質調査
2012(h24)	年	8月	18日	(土)	肱川流域一斉清掃
2013(h25)	年	7月	3日	(水)	事業推進部会
2013(h25)	年	7月	15日	(月)	肱川流域一斉水質調査
2013(h25)	年	8月	24日	(土)	肱川流域一斉清掃
2014(h26)	年	7月	17日	(木)	事業推進部会
2014(h26)	年	7月	21日	(月)	肱川流域一斉水質調査
2014(h26)	年	8月	23日	(土)	肱川流域一斉清掃

肱川流域清流保全推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、肱川流域清流保全推進協議会(以下「協議会」という。)という。

(目的)

第2条 協議会は、肱川流域の5市町が制定した清流保全条例を受けて、市町、国及び県が連携して、河川の浄化と河川環境の保全(以下「河川の浄化等」という。)を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 河川の浄化等に関する啓発
- (2) 水質の保全、改善に関する事業
- (3) その他目的達成のために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる者をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員をおく。

会長 1名
副会長 2名
監事 2名

2 役員は、会員の互選による。

(役員の任務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員の再任は妨げない。
- 3 役員は、その期間が満了したときにおいても、後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

(会議)

第8条 定例会は年1回とし、必要に応じ臨時会を開催する。

- 2 会長は必要に応じ、関係者に委員会又は臨時会への参加を求めることができる。

(会議の議決事項)

第 9 条 定例会及び臨時会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。

- (1) 規約の改正
- (2) 事業計画及び事業報告の承認
- (3) 予算及び決算の承認
- (4) その他協議会の運営上必要な事項

(部会)

第 10 条 協議会に事業の推進のため、事業推進部会を置き、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 各市町が制定した清流保全条例の推進に関する取組への協力
 - (2) 水環境の調査及び解析、改善計画の策定及び事業の実施並びに改善事業の評価及び公表
- 2 部会は、別表 2 に掲げる者を持って組織する。

(アドバイザー)

第 11 条 協議会は、必要に応じ学識経験者 (以下「アドバイザー」という。) に技術的事項について指導、助言を求めることができる。

- 2 アドバイザーは、会長が委嘱する。

(経費)

第 12 条 協議会の経費は、負担金、寄付金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 13 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 14 条 協議会の事務を処理するため、事務局を会長所在の関係機関の担当課に置く。

- 2 事務局に事務局長ほか必要な職員を置くことができる。

(委任)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、平成 14 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 15 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 16 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 17 年 7 月 8 日から施行する。

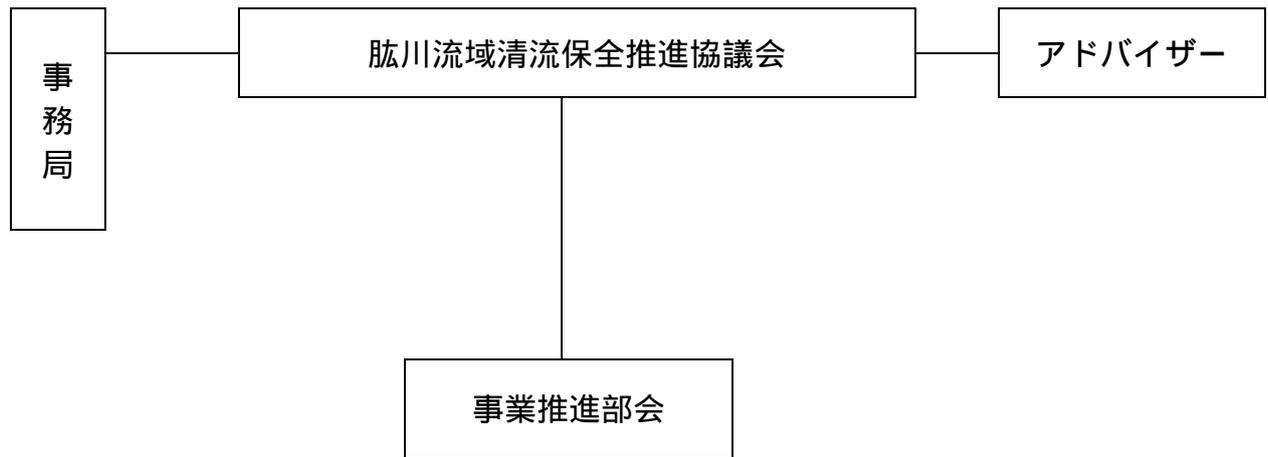
附 則

この規約は、平成 19 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 6 月 29 日から施行する。

組織図



肱川流域清流保全推進協議会 アドバイザー

愛媛大学沿岸環境科学研究センター 准教授 大森浩二

別表 1

肱川流域清流保全推進協議会 委員

大 洲 市 長
 西 予 市 長
 伊 予 市 長
 内 子 町 長
 砥 部 町 長

四国地方整備局	大洲河川国道事務所	所長
〃	山鳥坂ダム工事事務所	所長
〃	野村ダム管理所	所長

愛媛県	土木部	河川港湾局	河川課長
〃	〃	〃	水資源対策課長
〃	〃	道路都市局	都市整備課長
〃	農林水産部	農業振興局	農地整備課長
〃	県民環境部	環境局	環境政策課長
〃	中予地方局	健康福祉環境部	環境保全課長
〃	〃	建設部	河川砂防課長
〃	八幡浜支局	健康福祉環境部	環境保全課長
〃	大洲土木事務所	所長	
〃	西予土木事務所	所長	

別表 2

事業推進部会 会員

大 洲 市	担当課長
西 予 市	担当課長
伊 予 市	担当課長
内 子 町	担当課長
砥 部 町	担当課長

四国地方整備局	大洲河川国道事務所	副所長
"	"	調査課長
"	山鳥坂ダム工事事務所	副所長
"	"	調査設計課長
"	"	事業計画課長
"	野村ダム管理所	管理係長

愛媛県	土木部	河川港湾局	河川課	主幹
"	"	"	水資源対策課	主幹
"	"	道路都市局	都市整備課	主幹
"	農林水産部	農業振興局	農地整備課	主幹
"	県民環境部	環境局	環境政策課	主幹
"	中予地方局	健康福祉環境部	環境保全課	係長
"	"	建設部	河川砂防課	係長
"	八幡浜支局	健康福祉環境部	環境保全課	主幹
"	大洲土木事務所	河川港湾課		課長
"	西予土木事務所	河川砂防課		課長